

伊奈町地域クラブ活動推進協議会設置要綱

(令和8年教育委員会要綱第4号)

(設置)

第1条 地域クラブ活動に係る一体的な整備を推進するため、伊奈町地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「地域クラブ活動」とは、学校部活動の地域展開により開始した活動をいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域クラブ活動の実施に関すること。
- (2) 学校部活動の地域展開を推進するための体制整備に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、伊奈町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に、教育委員会が委嘱する。

- (1) 伊奈町スポーツ協会を代表する者
- (2) 伊奈町スポーツ少年団を代表する者
- (3) 伊奈町文化協会を代表する者
- (4) 伊奈町立小中学校保護者を代表する者
- (5) 伊奈町立小中学校の校長、教員、その他の学校関係者
- (6) 識見を有する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

3 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費)

第8条 委員が会議に出席したときは、報償費として、1日につき6,200円を支給する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生涯学習課及び学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による伊奈町地域クラブ活動推進協議会に関し必要な手続きその他必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(伊奈町立中学校の部活動地域連携・地域移行検討委員会設置要綱の廃止)

3 伊奈町立中学校の部活動地域連携・地域移行検討委員会設置要綱（令和5年教委要綱第4号）は廃止する。